第4章 増築棟の整備

4-1 収容機能と規模

(1) 収容機能

ア 増築棟の機能

増築棟は、主にバリアフリー化対応のため整備するが、現状で既存棟の文化財的価値を低下させているボイラー設備等を収容するスペースを設けることで、既存棟を創建時の姿に近づけ一般公開を可能とすることに貢献する役割も持つ。また、障がいのある方や高齢者のみならず健常者も容易に館内へアクセスするユニバーサルデザインの西側玄関としての機能を担う。

イ 主な収容施設等

エレベーターや増築棟に集約配置する主な施設、設備は次のとおりとする。

(ア) エレベーター設備

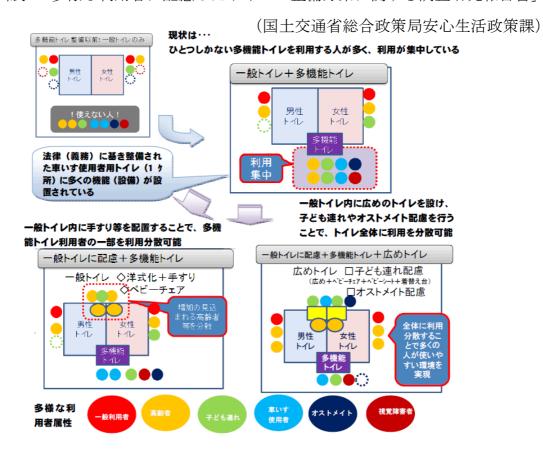
- a かご、乗降ロビー等の大きさは、札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年条例第47号)の整備基準に準拠する。
- b 既存棟への景観的影響に配慮し、増築棟の上部に機械室塔屋**25 が突出しない 機械室レスのものとする。

(イ) トイレ

札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準に準拠し、車いす利用者、人工肛門等を保有する方などが利用できる多機能トイレを設置する。この際、多機能トイレに障がいのある方以外の利用が集中し、障がいのある方が使いにくくなることのないよう、「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(平成24年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課)を参考に、一般トイレも含めた総合的なレイアウトを検討する。

【多機能トイレへの利用集中を分散する考え方 (イメージ)】

出展:「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」



(ウ) ボイラー等の設備機器

暖房用のボイラーをはじめとする機械室は増築棟に集約する。

(2) 増築棟の規模

増築棟の機能、収容施設等から、延べ面積は概ね330 m²程度と想定する。

所要室・設備	規模・スペック	備考
玄関、風除室、廊下	西庭からのアクセスなども考慮し第二 玄関としての規模、設え	
エレベーター	1 基(1.5m×1.5m 程度)、約30 ㎡	乗降ロビー等を含む
階段	1ヵ所、約20 ㎡	現在の南北階段規模相当
トイレ	男性用:小4、個室3、手洗い4 女性用:個室5、手洗い4 SK(清掃用シンク) 1 多機能トイレ 授乳、おむつ交換等	
機械室	ボイラー設備、電気設備等	

4-2 接続位置と意匠コンセプト

(1) 配置及び既存棟との接続位置

ア 増築棟の配置の考え方

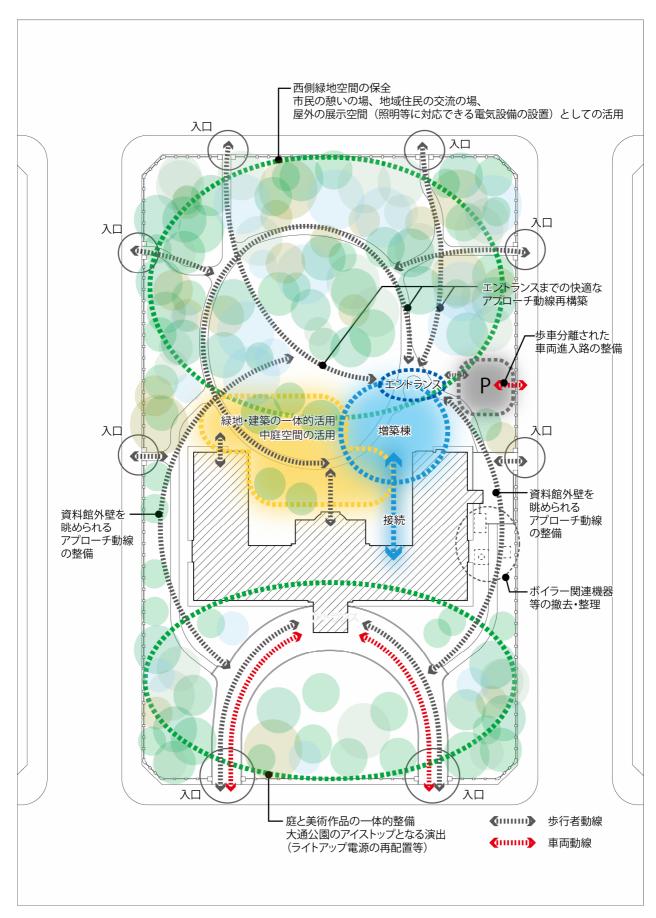
- (ア) 増築棟は、大通公園からの景観に配慮し、西庭側に配置し、また、既存棟の 西側の立面意匠をできるだけ遮らない配置とする。
- (イ) 既存棟の廻り階段ステンドグラス及び窓からの採光や、除排雪作業、免震ピットのクリアランスを妨げないよう既存棟と一定の隣棟間隔を確保する。
- (ウ) 車いす使用者用駐車施設からのアクセスが容易な配置とする。

イ 既存棟との接続位置

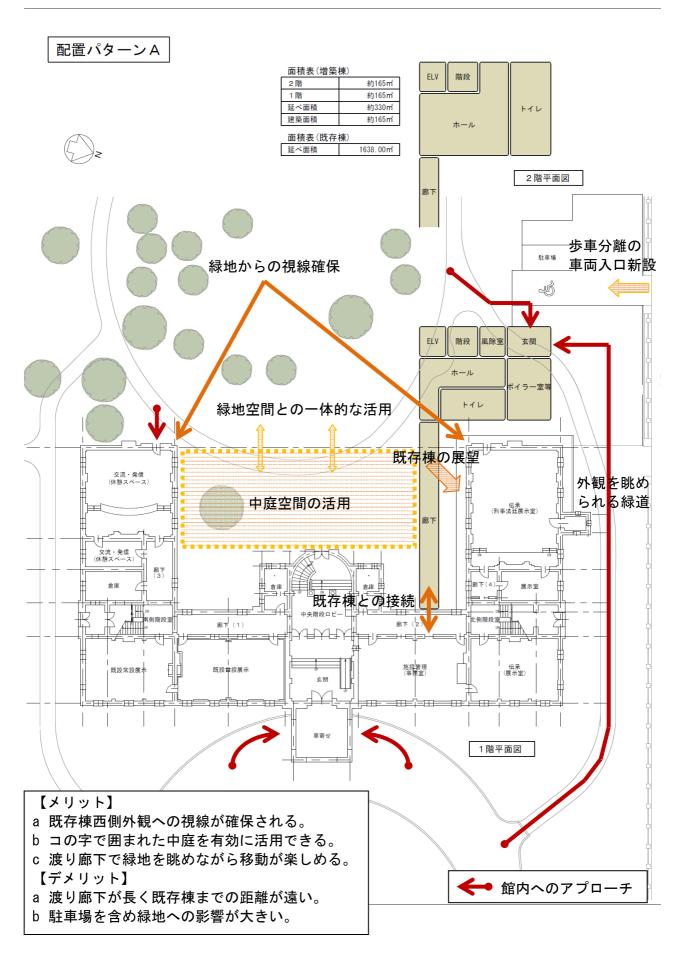
接続部分は、既存棟の外壁の一部に開口を設けることが避けられないが、この際にも既存棟の文化財的価値をできるだけ損ねないものとする必要があるため、文化財への影響を最小限とするとともに動線を考慮し、西側廊下部分のうち窓以外の壁面を接続位置とする。

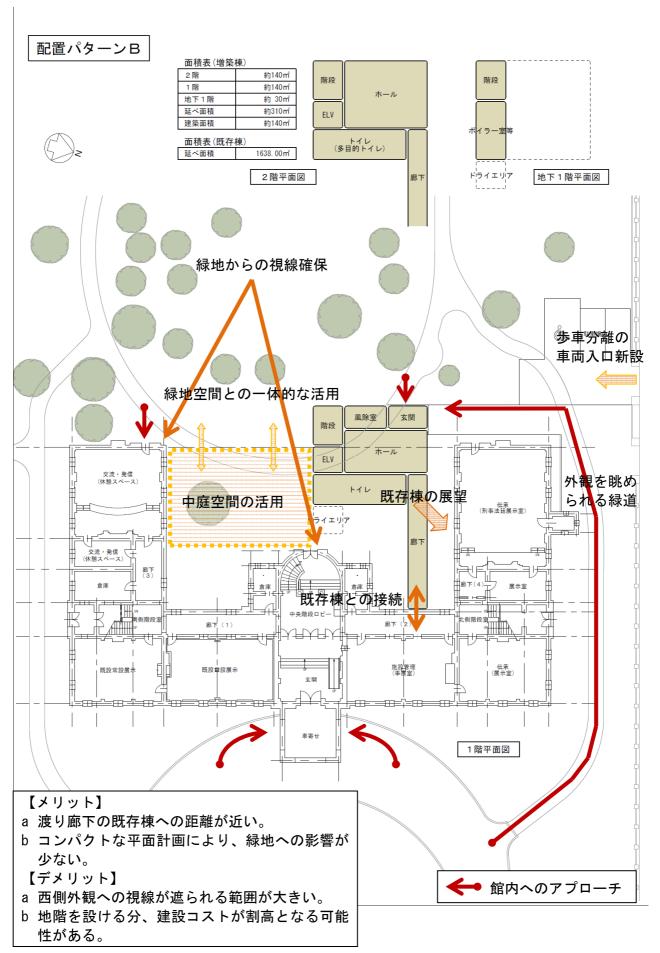
既存棟の外壁に設ける開口は、軟石積みの目地に沿って石材を外すなど、現状の 部材や材料の保存が可能となるよう配慮する。

また、渡り廊下から既存棟の軒先や2階壁面などの高い部分を近くで見学でき、 文化財的価値を享受できる付加的機能を持たせるものとする。



【敷地空間の整備図】





(2) 意匠コンセプト

ア 配慮事項

(ア) 一般的事項

公共建築物として、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすとともに、 札幌景観資産である既存棟との調和を図る必要があることから、「札幌市公共施 設等景観デザインガイドライン」(平成20年4月)及び「歴史を活かした景観ま ちづくりガイド」(平成21年3月)に示される必要な事項について配慮する。

a 札幌市公共施設等景観デザインガイドライン

(公共施設等の景観デザインを考える10の基本姿勢)

- ① 総合性:全体と部分が調和していること
- ② 連続性:時間、営みが景観要素とつながっていること
- ③ 公共性:公共も民間も共に考えること
- ④ 地域性:その土地らしい個性が現れていること
- ⑤ 普遍性:時間の経過と共に美しくなること
- ⑥ 環境性:土地の環境に過大な負荷をかけないこと
- ⑦ 安全性:安全とともに安心感を与えること
- ⑧ 経済性:建設費と維持管理費などが経済的であること
- ⑨ 機能性:必要な機能を十分に満たしていること
- ⑩ デザイン性:デザインの原理に即していること
- b 歴史を活かした景観まちづくりガイド

(歴史的景観資源への配慮)

歴史的景観資源に配慮した建物の配置や規模、広場のとり方 歴史的景観資源の良さを活かすように、建物の形態を工夫 歴史的景観資源や周辺とのデザインや色彩との調和も大切 植栽も考える

(イ) 増築棟としての配慮事項

増築棟は、エレベーターやトイレ、設備機器と最低限の居室から構成され、主 役である既存棟を支える役割を担うとともに、障がいのある方や高齢者のみなら ず健常者も共に利用する施設として、次の点に配慮した意匠とする。

- a 既存棟の重量感ある抑えた外観を引き立たせながら、新しい増築棟との対比 によりともに価値を高めあう意匠とする。
- b 付属的施設でありつつ、障がいのある方や高齢者、健常者も共に利用する裏 口感のないエントランスとしての意匠とする。
- c機械室など無機質な機能は意匠的に控えめなものとする。

イ コンセプトと留意事項

以上の配慮事項を踏まえ、意匠コンセプトと留意事項は次のとおりとする。

(ア) 共通事項

- a 既存棟における垂直方向のデザインの強調、ディテールでの水平ラインの強調などのデザインコード*26を意識する。
- b 外装建材は素材感を活かすものとし、調色可能な焼き物素材を用いる場合は 既存棟と調和する色相**27で中明度**28、低彩度**29の色彩計画とする。

(イ) 渡り廊下

既存棟から西庭への眺望をできるだけ遮らないものとするとともに、高い位置からも既存棟の新たな一面を楽しむことができる視点場**30となるよう、ガラス等の透過性の高い素材を用いる。

(ウ) 増築棟

- a 既存棟との対比を意識した意匠とする場合は、ガラス等による異種素材が考えられる。この場合は特に冬季の熱損失や夏季の熱環境について十分な検討が必要となる。
- b 既存棟との融和を図る意匠とする場合は、現在の技術による組積造やコンク リートなどによる重量感のある仕上げが考えられる。この際に組積造を選択 する場合は、既存棟の安易な模倣とならないよう、高度なデザイン技術が求 められる。
- c 内部意匠についても、既存棟の安易な模倣や擬似素材を用いたデザインは避け、既存棟から増築棟への空間の変化による対比を感じられるよう配慮する。